

令和8年2月定例会 企画財政委員会の概要

日時 令和8年3月6日（金） 開会 午前10時
閉会 午後 1時47分

場所 第1委員会室

出席委員 千葉達也委員長
長峰秀和副委員長
美田宗亮委員、白土幸仁委員、横川雅也委員、田村琢実委員、泉津井京子委員、
白根大輔委員、権守幸男委員、井上航委員、高木功介委員

欠席委員 なし

説明者 都丸久企画財政部長、田辺勝広政策・財務局長、
高窪剛輔行政・デジタル改革局長、今西典子地域経営局長、
坂入康昭企画総務課長、笠原英之計画調整課長、桑折恭平財政課長、
藤井大司行政・デジタル改革課長、上田真臣デジタル政策幹、
横溝隆夫情報システム戦略課長、山川直也北部拠点政策幹、
田中秀幸地域政策課長、秋田大輔市町村課長、赤沼知真土地水政策課長、
吉井洋紀交通政策課長

岩崎寿美子会計管理者、村野賢治出納総務課長、黒川真知子会計管理課長

小松原誠監査事務局長、佐藤和央監査事務局副事務局長兼監査第一課長、
都築久江監査第二課長

原聡入札課副課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件 名	結 果
第22号	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第23号	埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例	原案可決
第24号	埼玉県行政手続条例の一部を改正する条例	原案可決
第25号	埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第26号	埼玉県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第27号	埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第54号	包括外部監査契約の締結について	原案可決
第68号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第7号））	原案可決

第 6 9 号	令和 7 年度埼玉県一般会計補正予算（第 9 号）	原案可決
第 7 0 号	令和 7 年度埼玉県公債費特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 7 1 号	令和 7 年度埼玉県証紙特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 7 2 号	令和 7 年度埼玉縣市町村振興事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決

2 請願 なし

報告事項

- 1 次期行財政改革プログラム（令和 8 ～ 1 0 年度）（案）について
- 2 北部地域振興交流拠点基本計画（案）について
- 3 埼玉県における地域公共交通基本方針（案）について
- 4 埼玉高速鉄道線（地下鉄 7 号線）延伸について

【付託議案に対する質疑】

横川委員

- 1 第22号議案について質疑させていただきたいと思う。この条例だが、30年以上変わっていなかった認識だが、理由として、物価高騰や労務単価、資材価格高騰、働き方改革などのいろいろな影響、物流費上昇なども受けて、当初の設定の水準には全く見合わない状況になってきている中で、適当な改正だと思うが、一方で、議会のチェック機能を大事に考えた場合に、一定程度しっかりとチェックする機能も担保されなければならないという両面あると思う。余りに価格設定が低いと大量な議案数になるということも両方あるわけであるが、今回、この8億円と設定した理由、当初の30年以上前の設定からいうと、10年前と比べても、物価が1.5倍程度上がってしまっているわけで、労務単価からいろいろなものが変わってきているわけなので、この8億円が、どうした根拠の中で設定されたのか、まず一度聞かせていただければと思う。
- 2 職員定数条例の第23号議案も聞かせていただきたい。今回のこの改正の中で、人数、八潮の関係も含めたり、児童の関係などで増員が掲げられているが、非常に定数を定めるのは難しいと思う。いろいろな業務がDX、いろいろなものを駆使して、簡潔にできるようになった。企業で言えば、人員を減らしても大丈夫なのではないかという考え方もあるが、一方で、そもそもこの定数自体が、これまでの県政下で適当だったのかというところを含めて、今回のこの改正、増員が適当なものなのかどうかをまず聞かせていただきたい。本来であればもっと欲しいという中で、やむを得ずこの人数で留まっているのか。今回は、現況からプラスにする分かりやすい事例が出たので増員となっているが、本来の適正値を見誤っていたら、今回のこの増員も見誤る結果になってしまうので、どのような背景の中でこの人数を設定して、今回条例改正として提出したのか。伺えればと思う。

財政課長

- 1 議決条例の、8億円以上とした根拠である。改正が平成3年7月以来であるので、最後に改正してから30年以上経過したというところは、委員の指摘のとおりである。考え方であるが、建設工事費の経年変動を数値で確認をしており、国交省が公表している建設工事費デフレーターで平成3年度の数値を1とした場合に、令和7年度末の数値を、1月から9月までの月ごとの数値を踏まえて推計したところ1.53となった。改正前の5億円に1.53をかけると7.65億円という数字が出てくるが、一方で、まだ物価が引き続き上昇傾向にある状況を踏まえて、8億円以上として改正を提案申し上げている。

行政・デジタル改革課長

- 2 職員の定数については、最小の経費で最大の行政サービスを提供するため、簡素で効率的な組織体制を整備するということが地方自治法に定められているので、それを基本にしている。その中で、適当な定数なのか、そもそも、ということと、今回出てきた定数が適正なのか、ということもいただいた。定数の設定が非常に難しいということは、指摘のとおりだと考えている。そのため、職員定数の毎年度の見直しに当たっては、行政・デジタル改革課の職員が現場に行き、ヒアリングをしながら、話を各部局から聞いている。その要求に基づき、事務量の増減や職場の実情を踏まえて、企画財政部と部局

が協議を行いながら、必要な定数を見積もっている。その上で、知事が最終的な決定をしている。

横川委員

- 1 8億円の1.53という数字、平成3年と比較してとことは分かったが、他県などを参考にした部分はあるのか。単純に1.53だからということももちろんだが、埼玉県の設定していた基準自体が、そもそも他県と比べて低かったということは考えられる。例えば、もともと6億円で設定されていて1.53倍であれば、数字は変わるわけである。そもそもの5億円が適正だったのか、他の都道府県との関係なども含めて比較検討されたのか、聞かせていただきたい。
- 2 定数の方だが、お答えの中で、そもそも職員の数が足りているのかということも疑義がある。というのも、残業時間がなかなか減らない、DX推進といっても。以前私も質疑させていただいたが、本来の定数が適当なのかということについては、いろいろヒアリングをしながら今回も増員しているところは分かったが、そもそも数が足りているのかということをお答えいただけるとありがたい。

財政課長

- 1 他県の状況であるが、自治法と施行令の中で5億円以上という基準が定められており、多くは5億円で規定をしている。5億円と異なる金額を条例上定めているところは3都県あり、東京都は9億円以上、神奈川県と愛知県は6億円以上と規定しており、それ以外の44の道府県は政令と同額の5億円と承知している。他方で、3都県の直近の改正も、神奈川県が平成22年で約15年が経過していたりと、各県においても見直しの間が空いている状況もあり、直近の数値、デフレーター等踏まえ、今回提案申し上げたところである。

行政・デジタル改革課長

- 2 職員の数が、今回で足りているのかということについては、実情を踏まえながら提案しているので、現時点では足りていると感じているが、最近のDXの状況、業務の状況もそうだが、日々変化する状況は絶えず続いているので、そちらについては、引き続き我々の方でも、業務量を見ながら、臨機応変に対応できるようにしていきたい。また、DX、タスク・トランスフォーメーションなどにも努めているところであり、こうした時間で生み出した時間を、職員の時間外削減等にも使いながら、対応していきたい。

泉津井委員

- 1 第72号議案について質問させていただく。先ほど、市町村振興基金繰入金が8億8,000万円減額されているという説明をいただいて、ふるさと創造資金による市町村の補助額が当初見込みを下回ったものと説明があった。こちらは、令和5年度は8.8億、そして令和6年度8.7億と、毎年度見込を下回っているが、当初の補助需要見込みと実績の差が毎年度生じている現状について、県としてはどのように分析しているか伺わせていただく。
- 2 ふるさと創造資金について、近年の補助実績はどのように推移しているのか。また、市町村の活用状況の変化について、県としてどのように分析しているのか聞かせていただきたい。
- 3 今回の補正により、基金からの繰入額が減額されているが、この市町村振興基金の現

在の残高はどの程度となるのか。そして、ふるさと創造資金の活用状況を踏まえて、基金規模は適正な水準であると県で考えているのかどうか、お伺いする。

地域政策課長

- 1 交付額が見込みを下回った要因として、市町村の財政状況が厳しく、一般財源の確保が厳しい状況にあること、あるいは、国の地方創生関連交付金や県のほかの補助金などが優先的に活用されるため、交付申請をした市町村が減ったこと等である。使い勝手のよさがふるさと創造資金の長所であるので、今後も地域振興センターと連携した上で、市町村のニーズに合った補助メニューの見直しなど、きめ細やかな対応を行い、補助申請に至るように努めたい。
- 2 令和5年度の補助実績が79件、3億7,772万円、令和6年度が121件で約4億7,081万円、直近の令和7年度で77件、4億6,942万円を補助する見込みとなっている。市町村の活用状況の変化については、国の交付金の創設や、あるいはコロナ禍などによる市町村事業数の減少などにより左右されていると理解している。
- 3 今回の補正による基金の残高について、令和6年度末日の市町村振興基金の残高は45億926万5,668円となっている。令和7年10月にスタートした埼玉県返礼品付ふるさと納税の寄附金をこの基金に繰り入れることとしているが、今後も現在と同様の補助額で推移していくと、令和20年頃に基金が枯渇する見込みとなっている。今後は、県と市町村との役割分担や財政状況を踏まえ、県の補助の必要性等の十分な精査や補助メニューを整理するとともに、ふるさと納税の寄附額を増やすなどして、財源確保を図りながら、支援の在り方や基金の規模について、十分な議論を行っていきたいと考えている。

泉津井委員

先ほどのふるさと創造資金による市町村への補助額の件、答弁で使い勝手が良いと言われる、と言っていたが、ほかの補助金の方が使いやすいから、ということではないかと思った。その点に関してはいかがか。

地域政策課長

ふるさと創造資金についても、毎年度、市町村の活用見込み調査や市町村の相談を受けており、その中では、ほかの補助金に比べて割と裁量が利くというわけではないが、市町村の魅力に資する事業ということで、割と補助対象を広くとっているので、市町村からは、使い勝手が良いという意見を多く聞いている。ただし、一方で、使い勝手が悪いという声も確かに一部あるので、昨年もこの委員会で質問いただいた関係で、今年度、地域振興センターの職員等々、当課の職員でプロジェクトチームを作り、令和9年に新たにリニューアルできるような形で、現在、ふるさと創造資金についての研究をしている。

美田委員

資料7の包括外部監査契約の締結について伺う。包括外部監査契約は公認会計士が選ばれているが、どのように選ばれているのか、そして監査のテーマをどのように決めているのか伺いたい。

行政・デジタル改革課長

今回の選任期間、1年目の経験と実績を生かせるということと、2年間にわたり計画的

に監査ができるということで、今の監査の方は2年、原則2年ということで、今回新たに包括外部監査人を選定することとした。候補者については、日本公認会計士協会の埼玉会に複数の推薦を依頼し、推薦者2名を選任委員会で審議させていただき、今回の井上氏を候補者とした。その上で、自治法に基づき、監査委員の方々に意見を求め、異存ないという旨の回答をいただいた。監査テーマの決定については、監査人が自ら決定するという独立性が包括外部監査の制度上あり、監査テーマを事前に提出させていない。このため、どのようなテーマにも対応できるよう報酬水準を定めている。

美田委員

- 1 昨年度の委員会で武内委員から、透明性や公平性の観点から公募にした方が良いのではないかと、質問があったと思う。その検討をしたと思うが、その検討状況を伺いたい。
- 2 テーマの選定の方法を伺ったが、毎年2,000万円で推移している。テーマによっては負担の具合も変わると思うので、果たして2,000万円が適切なのか見解を伺いたい。

行政・デジタル改革課長

- 1 他県で公募をしている実績は、委員から昨年指摘いただき改めて調査したところ、実際のところ、41団体が推薦をいただいております、公募は3団体にとどまっている。我々が、公募している団体から聞いている範囲では、公募を実施したところも、実際には候補者が少なく、団体推薦としたというところもあるので、確保は非常に厳しいと聞いている。今回、我々で日本公認会計士協会から推薦いただいたのは、公認会計士はこの協会に登録しないと業務ができないということで、800人ほど公認会計士がいるがその全てが対象になるということ、地方自治法の経験があり、かつ財政上の知見が詳しいということから推薦いただき、さらにそこから我々も選定しているので、そのような形で、今の手法が適当と考えている。委員の指摘を受け、引き続き選任については、他団体の動向についてもしっかり注視していきたい。
- 2 2,000万円の話だが、先ほど答弁申し上げた監査人が自ら決定できる独立性があるということで、委員指摘のとおり監査テーマが事前にできていないことから、事務量は違うのではないかとすることは、まさに指摘のとおりだと認識している。報酬については、日本公認会計士協会の法定監査の標準規定を参考に、あらゆるテーマができるように我々で検討している。事務量の差が出る場所については、監査人にも予算内で効率的に実施できるよう工夫をしていただくため、我々も連絡調整や情報収集でできるだけサポートし、負担のないように対応している。また、周辺都県の水準と比較しても、2,000万円は、この点も我々でも調べながら確認しているが、適当ではないかと考えている。

白根委員

第72号議案で、先ほど泉津井委員が聞いた中、つけ加えの質問だが、昨年私も聞いているが、先ほどふるさと創造資金について使い勝手が良いという話があったが、一例申し上げます。今年から、防災に資する関係のものに関して、市町村に対して手厚く補助メニューを追加することだが、川口市の例だが、例えば、防災関係20万円元々出すというものがある。そこに、県が半分、市が半分ということであるならば、当初、本来なら40万円にして、県が20万円、市が20万円とすべきところを、要は市の元々の

総額が20万円という金額なので、県の補助金を半分投入すれば、結局総額は一緒に、各団体に配られるということである。それをされてしまうと、たしかに市町村的には、財政が厳しいところに関しては、それで使えてしまうというところがあるが、このような、縛りではないが、せっかく知事が積極的に活用してほしいと言っているのであれば、抜け道とは言わないが、そのような工夫も今後していただきたいと思うが、その点に関して答弁をお願いする。

地域政策課長

今年から始めたレジリエント機能強化支援事業についてだと思う。まさにそのような意見をいただいているので、先ほど答弁で申し上げたプロジェクトチームで、そちらについても重ねて研究していきたい。

井上委員

- 1 第24号議案、埼玉県行政手続条例の一部を改正する条例の改正についてである。公示の方法による聴聞等の通知を、今回からネットでもできるようにという改正だと思うが、直近、例えば過去5年間でいうと、こちらに基づく通知は何件行われたのか、お伺いする。
- 2 今回の改正内容を見ると、公示の方法による聴聞等の通知の見直しを行い、インターネットによる閲覧等を可能とする、という表現をしている。ほかの自治体でも、今回、多くの市町村議会と同趣旨の条例改正が提案されているが、その中の幾つかでは、改正の中で、この改正によってインターネットによる公表を必須とする、その上で、掲示板の掲示もしくは事務所に来た人にパソコンで見せるという方法にする、と表現をしているところもあるが、埼玉県における本条例の改正も公表を必須とする、ということで理解してよいか。
- 3 第68号議案、専決処分に関してである。42億6,784万7千円。今回、急な選挙だったので、選挙事務を実際に行う市町村も急遽人を集める、資材を確保するということが通常以上に困難で、加えて、そもそも高騰している状況がある。人件費や委託費も、やはり通常の選挙以上に高くなったという話を聞いている。今回のこの専決処分の金額は、過去の事例や市町村からの見積りを基に組まれた補正予算だと思うが、想像以上に費用がかかった市町村選管があることは、実際の話として聞いているので、以上を踏まえて、専決処分の承認に当たって、市町村が自己負担をしたというようなことがないようになっているのか、この点を確認させていただきたい。

行政・デジタル改革課長

- 1 直近5年間の条例に基づく公示の方法による聴聞等の通知であるが、5年間の例はない。参考であるが、行政手続条例以外に行政手続法も国が改正しており、こちらについては、公示の方法による聴聞等の通知の例は1件あったという実績がある。
- 2 インターネットで御覧いただくことを必須とするかという質問をいただいたが、必須とすると理解している。

市町村課長

- 3 今回の衆議院選挙は急な選挙ということもあり、委員指摘のとおり、人件費、委託費が通常よりも高くなることは、積算しているところから予想していたので、自己負担がないよう十分な額の予算計上を行ったつもりである。市町村の所要額が足りているか改め

を確認するために、今月に入り、3月3日の時点で所要額を調査したところ、県内市町村の合計が約30億円、これに対して市町村の交付金の予算額は33億3,000万円以上用意しているので、十分に足りると考えている。

井上委員

第24号について再質問する。そもそも数が少ないということと、その上で必須になるということを理解した。一方で、近年自治体のホームページやネットワーク、また、情報そのものを狙うという事案もあるかと思う。そのような場合に、聴聞の通知が、正式に行われているという、いつ行われた、ということが大事になると思うが、ネットワーク上のトラブルが理由で実はできていなかった、ということがあると困ると思う。そのような対策をきちんととられているのか確認させていただきたい。

行政・デジタル改革課長

それは委員の言われたとおり我々も非常に重視しており、県のホームページで、県もしっかりネットワークセキュリティ対策を取っているので、そちらできちんと対応していきたい。インシデントなども生じないように対応していきたい。一方で、最近のインターネットの発展の中で、機械的に情報収集されてしまい、不利益処分が起るような場合に、不利益処分が起る前に名前が出るなどということにならないように、この点についてデジタル庁が示す運用方針に基づいて、テキストではなく画像データとして掲載するなど、機械的な情報収集のできないような防止措置をとって対応していきたい。

権守委員

- 1 第54号議案の包括外部監査契約の締結について質問をさせていただく。先ほど美田委員からも第54号議案で質問があったが、2,000万円については、先ほど課長からも、契約金額をあらゆるテーマに対応できるように2,000万円とした、という答弁があったが、埼玉県はこの2,000万円、ほかの都道府県における包括外部監査の契約金額と比較した場合、埼玉県の契約金額はどのような状況にあるのか伺いたい、日本公認会計士協会にも平均の報酬額等が記載されているが、ほかの都道府県の金額を参考にして、今回決めたのかどうかを伺いたい。
- 2 昨今人件費や物価が上昇しているが、契約金額についても、こうした状況を踏まえて検討を行ったのかどうか伺います。
- 3 これまで監査の結果について、県として、どのように行政運営の改善につなげてきたのか伺う。例えば、直近の報告が出ている令和6年度の危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務事務の執行については、指摘が四つあるが、具体的にどのような改善がなされたのか伺います。

行政・デジタル改革課長

- 1 ほかの団体での状況だが、我々で情報収集をしており、神奈川県は2,100万円程度、千葉県が1,900万円程度と聞いているので、水準として適当と認識している。
- 2 物価人件費の対応については、他の制度でもそうだが、議員指摘のとおり物価高への対応について非常に注視しており、近県の状況なども情報収集して検討している。今回も様々な情報収集を踏まえ、この額で適当と判断をした。ただし、物価高の対応は非常に変わっている状況であるので、引き続き物価高対応については注視していきたい。
- 3 監査がどう生かされているかということだが、事務手続の瑕疵に対して指摘があった

場合は、改善は当然と考えている。それ以外の指摘や意見を業務の改善に生かしているところでは、例えば、先ほど委員から話のあった６年度の危機管理のテーマの関係では、埼玉版ＦＥＭＡの取組において図上訓練によって培われた知見は、訓練参加者だけではなく組織内で蓄積されるよう、チェックリストなどを用いて結果をフィードバックするべきであるという意見を受けた。こちらを受けて、令和７年の３月から、タイムラインにチェックリストを付加して、それを活用して、組織としての災害対応能力を向上につなげるよう取り組んでいる。

【付託議案に対する討論】

なし